

告示

埼玉県告示第二百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限		
			電子申請の場合		窓口持参の場合
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 七月十八 日（金）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年六 月十六日（月）	令和七年六 月十九日（木）	令和七年六 月二十五日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 七月二十 六日（土）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年六 月二十日（月）	令和七年七 月二日（木）	令和七年七 月九日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 八月二十 日（水）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年七 月二十日（火）	令和七年七 月二十五日 （金）	令和七年七 月三十日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年九 月七日 （日）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年八 月四日（月）	令和七年八 月七日（木）	令和七年八 月十三日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年一 月三十一日 （土）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年十 二月十五日（月）	令和七年十 二月十八日（木）	令和七年十 二月二十三 日（火）
わな猟	令和八年二 月六日 （金）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年十 二月十五日（月）	令和七年十 二月十八日（木）	令和七年十 二月二十三 日（火）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

ハ 受験案内の入手方法

令和七年五月九日（金）より、みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所で入手すること。

ニ 申請方法

- (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>)で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に提出すること。

- (2) 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 試験の方法

- (1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区 分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別
------	---

- (2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。
- (3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。
- ト

狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和七年五月九日（金）から受験案内で指定する方法により入手すること。

チ

その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二

イ

狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限		
		電子申請の場合		窓口持参の場合
令和七年七月五日（土）	ウエスタ川越	令和七年六月十七日（火）	令和七年六月二十日（金）	令和七年六月二十五日（水）
令和七年七月十日（木）	秩父宮記念市民会館	令和七年六月十七日（火）	令和七年六月二十日（金）	令和七年六月二十五日（水）
令和七年七月十四日（月）	深谷市民文化会館	令和七年六月二十五日（水）	令和七年六月三十日（月）	令和七年七月四日（金）
令和七年八月二十二日（金）	松伏町中央公民館	令和七年八月五日（火）	令和七年八月八日（金）	令和七年八月十二日（火）
令和七年八月三十日（土）	さいたま市民会館いわつき	令和七年八月十二日（火）	令和七年八月十五日（金）	令和七年八月二十日（水）

ロ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和七年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者
- (3) 法第四十条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者

ハ 更新案内の入手方法

令和七年五月九日（金）より、みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

- (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、更新案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）で案内する。また、申請完了のメールが届いた後に、更新案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に提出すること。

- (2) 持参による場合

更新案内で指定する狩猟免許更新申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円を更新案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の入手方法

狩猟免許更新申請書は、令和七年五月九日（金）から更新案内で指定する方

法により入手すること。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。